

今後の公認心理師試験のスケジュール (予定)

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

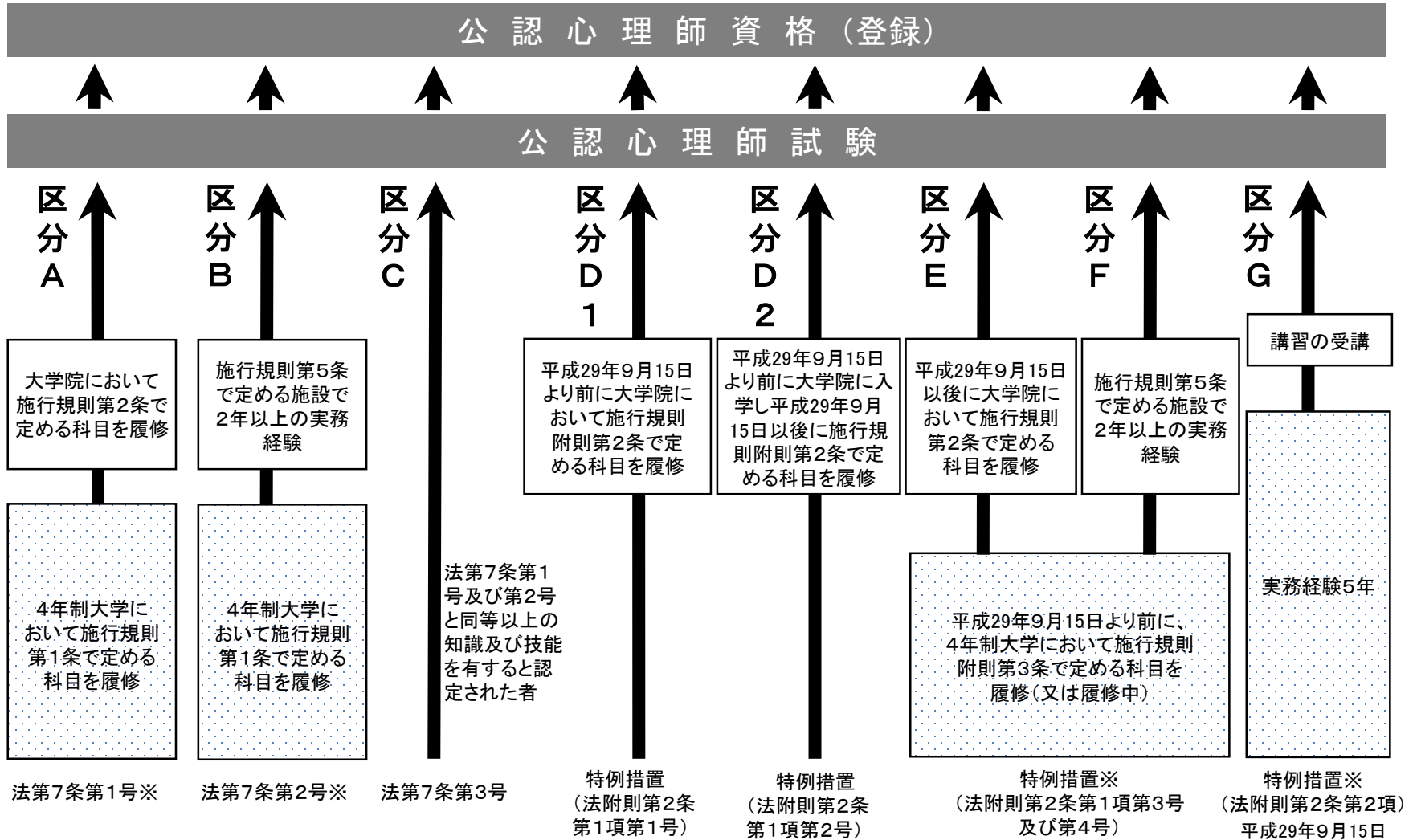
今後の公認心理師試験のスケジュール（予定）

新型コロナウイルス感染症の影響により、第3回～第7回試験のスケジュールを下表のとおり変更する。

| | 試験実施(予定)年月 | 備考 |
|------------|----------------------------|---|
| 第1回公認心理師試験 | 平成30年(2018年) 9月9日(日曜日) | 実施済み。 ※平成30年北海道胆振東部地震による追加試験は12月16日(日曜日)に実施。 |
| 第2回公認心理師試験 | 令和元年(2019年) 8月4日(日曜日) | 実施済み。 |
| 第3回公認心理師試験 | 令和2年(2020年) 12月20日(日曜日) | 法附則第2条第1項第3号及び第4号(区分E及びF)に該当する方が受験できる最初の年。 令和2年3月末までの修了者が受験可能。 ※当初の実施予定は6月21日(日曜日)。 |
| 第4回公認心理師試験 | 令和3年(2021年) 9月頃 | ※当初の実施予定は5月頃。 |
| 第5回公認心理師試験 | 令和4年(2022年) 7月頃 | 法附則第2条第2項(区分G:いわゆる現任者)に該当する方が受験できる最後の年。 現任者講習会を受講した上で、特例措置が有効である令和4年9月14日までに5年の実務経験を満たす見込みの方も受験可能となる予定。 ※当初の実施予定は4月頃。 |
| 第6回公認心理師試験 | 令和5年(2023年) 5月頃 | ※当初の実施予定は3月頃。 |
| 第7回公認心理師試験 | 令和6年(2024年) 3月頃 | 法第7条第1号及び第2号(区分A及びB)に該当する方が受験できる最初の年。 この年以降は、毎年3月頃に試験を実施することとし、他の医療・福祉系の国家資格と同様に、同月の合格発表を経たうえで、4月からの勤務を可能とする。 令和6年3月末までの修了(見込)者が受験可能となる予定。 ※当初の実施予定は2月頃。 |

12か月ずつ前倒し

公認心理師の資格取得方法について



※該当条文に基づく受験資格取得者には、施行規則で定める「準ずるもの」を含む。